

狩猟免許更新の為の対面式講習会について

東京都猟友会では昨年度に引き続き下記の要領で、
狩猟免許更新の為の対面式講習会を計21回実施いたします。

更新対象者	有効期間が令和7年9月14日で満了する狩猟免許を所持し、かつ、現に東京都内に住所地が有り、法律に定められた欠格事由のいずれにも該当しない方。				
講習会日	定員	会 場（東京都猟友会 9 階会議室）			申込期限
6月11日（水）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			6月 6日（金）
6月25日（水）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			6月20日（金）
7月 9日（水）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			7月 4日（金）
7月13日（日）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			7月 9日（水）
8月 6日（水）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			8月 1日（金）
8月20日（水）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			8月15日（金）
8月30日（土）	90名	千代田区神田松永町19－3 T H A ビル9階			8月27日（水）
開催時間	①13：00－14：45	30名	各回共に適性検査及び書類確認後に、動画視聴。 狩猟読本を用いて狩猟に関する法令及び鳥獣に関する知識、猟具に関する知識の講習を約1時間受講後解散。		
	②15：00－16：45	30名			
	③17：00－18：45	30名			
申込み方法	申込期限までに 申込書 を 郵送 もしくは メール、FAX にてお申込みください。 （申込期日必着） 参加人数の関係で、ご希望に添えない場合のみご連絡させていただきます。				
メールアドレス	info@toryo.org	電話番号	03-3253-5466	FAX	03-3253-5469
必要書類等	東京都環境局ホームページ内「令和7年度東京都狩猟免許更新」の「7申請手続」の（7）を除く（1）～（6）（8）～（9）の書類をご用意の上、講習会当日ご持参ください。 ※対面式講習会受講の場合、必要書類の（7）狩猟免許更新講習確認書は不要になります。 ※返送先を記入したレターパックを必ずご持参ください。 東京都環境局令和7年度東京都狩猟免許更新ページ				

狩猟免許更新の為の対面式講習会受講申込書

公益社団法人 東京都猟友会 殿

令和 年 月 日

住 所	(〒)			
電話番号				
ふりがな				
氏 名				
生年月日	昭和 ・ 平成	年	月	日生 (満 才)
			性 別	男 ・ 女
東京都猟友会	会員 (地区名: _____) ・ 非会員			
※令和7年9月14日に有効期限が満了する狩猟免許を所持し、現に東京都内に住所地(住民票)があり、法律で定められた欠格事由のいずれにも該当しない方が対象になります。				
下記の通り対面式講習会受講料を添えて申込みます。(該当番号を○で囲む)				
記				
(1) 受講日／受講場所	1.	令和7年 6月11日(水)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	2.	令和7年 6月25日(水)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	3.	令和7年 7月 9日(水)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	4.	令和7年 7月13日(日)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	5.	令和7年 8月 6日(水)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	6.	令和7年 8月20日(水)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
	7.	令和7年 8月30日(土)	千代田区神田松永町19-3 THAビル9階	
(2) 受けようとする 狩猟免許更新の種類	1. 網 2. わな 3. 第一種 4. 第二種			
(3) 開催時間	① 13:00～14:45 ② 15:00～16:45 ③ 17:00～18:45 (希望時間に○)			

【講習会当日の持ち物】

- ① 狩猟免許更新申請書 ② 手数料2900円／一種類毎 ③ 更新の対象となる狩猟免許(原本)
 ④ 写真1枚(6カ月以内、裏面に氏名、撮影日記入。眼鏡使用者は着用時のもの)※縦3cm横2.4cm
 ⑤ 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写し(所持者のみ・原本も持参)
 ※1 顔写真のあるページと有効期限内の許可銃のページ
 ⑥ 医師の診断書(⑤銃所持許可証をお持ちでない方のみ)
 ※2 診断書は申請前6カ月以内に発行されたもの。様式は東京都環境局HPに掲載。
 ⑦ 狩猟免許交付用のレターパックライト又はレターパックプラス。(必ず住所／氏名記入)
 ⑧ 講習会当日は、適性検査を実施します。受験時には十分な視力・聴力が得られる補助具
 (眼鏡、コンタクト、補聴器等)をご用意ください。
 ⑨ 講習会場は各回開始10分前から入室可能です。早く来館されても講習中のため入室できません。
 ※ご記入いただきました個人情報、対面式講習会手続き以外での目的で使用することはいけません。

7 申請手続

狩猟免許の更新を受けようとする方は、次の書類をご用意の上、**各窓口**に持参してお申し込みください。

なお、受理後に、手数料の返還はできません。予めご了承ください。

(1) 所定事項を記入した**狩猟免許更新申請書**

(2) **手数料 2,900円/各種類**

(手数料は申請を行う免許の種類ごとに必要となります。窓口において現金対応となり、なるべく釣銭のないようご協力をお願いします。)

(3) **写真1枚** (裏面に氏名及び撮影年月日を記入し、眼鏡使用者は着用時のもの)

申請前6ヵ月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm、横2.4cm

(4) **医師の診断書1通*** (申請前6ヵ月以内に作成されたもの)

(5) 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写しを提出する方は不要となります。

* 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない方は、提出が必要です。

※ 様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。

精神保健指定医だけでなく、かかりつけの医師(歯科医師を除く。)が作成した診断書でも構いません。

次の症状の全てに該当しない旨が明確に記載された診断書でないと、申請をお受けできませんのでご注意ください。

- ・統合失調症
- ・そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)
- ・てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が発生しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)
- ・前記のほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気
- ・麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- ・自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者(上記に該当する者を除く)

(5) 現に有効な猟銃・空気銃所持許可証の写し(**原本も持参**。ただし、代理人による申請の場合は休日の適正検査時に持参。)

* 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている方

有効な猟銃・空気銃所持許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し

また、住所等の事項を変更している場合にあっては、変更後の事項が記載されているページの写しも必要

(6) 今回更新の対象となる**狩猟免状の原本** (免状を紛失している場合は、別途、狩猟免状等亡失届による申請が必要)

~~(7) 狩猟免許更新講習確認書~~

~~**※ 様式はホームページに掲載しているものをご利用ください。**~~

~~更新講習資料並び動画をを用いて、必ず学習してください。~~

~~対面式の講習会を受講する場合は、提出不要です。~~

(8) 新しい**狩猟免状を交付するためのレターパックライト又はレターパックプラス**

(交付先住所、氏名を記入したもの)

(9) 認定鳥獣捕獲等事業に従事する方であって、かつ、認定鳥獣捕獲等事業者が狩猟について必要な適性を有する

ことを確認された方は、当該確認がされた旨の書面*

*申請前3ヵ月以内に作成されたもの。様式はホームページに掲載しているものをご利用下さい。

8 注意事項

- ・発熱や風邪の症状がある場合は、申請及び適性検査の実施をお控えください。

(休日の適性検査は、申込締切日までであれば日程の変更が可能です。)